

医療費控除について

医療費控除とは、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の金額が一定額を超えるときに、所得金額から控除できる制度のことです。

【医療費控除の対象となる医療費の要件】

- (1) 納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。
(未払いの医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。)

医療費控除の範囲

<対象となるものの例>

- ・医師または歯科医師による診療または治療費用
- ・治療または療養のために必要な医薬品の購入費用
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費用
- ・介護老人保健施設等の施設サービスで支払った額（日常生活費や特別なサービス費用は除く）※
- ・医療器具等の購入費用（医師の指示または医師の診療を受けるため直接必要なとき）
- ・おむつ代（おむつ証明書が必要。乳幼児は対象外）
など

※「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」、「グループホーム」、「高齢者賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」、「シルバーハウジング」は医療費控除の対象とはなりません。

<対象とならないものの例>

- ・健康診断の費用 ※
- ・人間ドックの費用 ※
- ・トイレや風呂の改修費用
- ・自家用車のガソリン代、駐車料金
など

※人間ドック等で重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行った場合は対象となります。

申告相談には医療費通知書または医療費控除の明細書を必ずご持参ください

申告相談に病院等の領収書をお持ちいただいても医療費控除を受けられません。

医療費の領収書をもとに医療費控除の明細書を作成するか、医療費通知書をお持ちください。

また、医療費控除を受けた際は、領収書を **5年間保管**しておく必要があります。申告相談では領収書は使用しませんので、ご自宅で大切に保管してください。



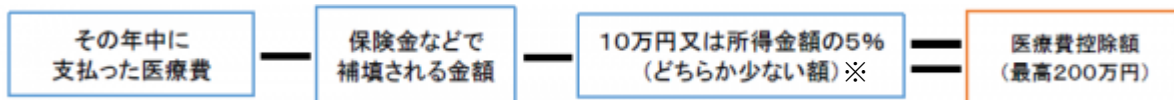
医療費控除の明細書については、事前に記入を済ませるようお願いいたします。

「医療費通知書(医療費のお知らせ)」に記載がない医療費について

1月1日から12月31日までの間に支払った医療費のうち、医療費通知書(医療費のお知らせ)に記載があるものについては、医療費通知書(医療費のお知らせ)を添付することで、医療費控除の明細書の作成を省略することができます。

ただし、医療費通知書(医療費のお知らせ)に記載のない医療費控除の対象となる支払いがある場合は、医療機関等が発行する領収書に基づいて、**申告相談にお越しになる前に**医療費控除の明細書を作成してください。

医療費控除の計算方法



※その年の総所得金額が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%の金額を差し引きます。

国税庁ホームページも併せて参照ください。
(<https://www.nta.go.jp>)

